

教育基本法改悪をめぐって ①

愛国心の行き着く先は

高橋 哲哉

去る三月三十一日、東京・日比谷野外音楽堂で開かれた「教育基本法の改悪をとめよう！全国集会」（四〇〇〇人参加）における、高橋哲哉さんの発言を、主催者の承諾を得て掲載します。

皆さん、こんばんは。

最近見た映画の話を見せてください。『敵は幾万ありとても』という映画です。今月の十九日に、福島県の会津盆地の中央部、人口一万人ほどの会津坂下町という所で上映会がありました。「坂の下」と書いて「ばんげ」と読みます。なぜ会津坂下町かといいますと、この映画、一九四四年当時のこの町の国民学校が舞台なのです。この町でロケをして、地元生徒たちが大勢、エキストラで参加して撮影された。敗戦後、お蔵入りになっていたのですが、地元の人たちの要望で東宝からフィルムが出てきまして、地元で上映会をやったわけです。

主人公は国民学校の佐藤健太郎校長。当時の人気スター、喜劇役者の古川ロッパが演じています。この校長先生、いつもにこにこして穏やかで、子ども思いのとてもいい先生なのですが、日露戦争のときの「日本海海戦」で、旗艦「三笠」に乗って「名誉の負傷」をしたことを誇

りにしている。息子が海軍航空隊の少年

兵になってるのが大の自慢で、その後輩の子どもたちにも「夢と希望」を与えたいということ、海軍から飛行機を払い下げてもらって、校庭にもつてくることに尽力するわけです。私利私欲ではない、子どもたちに「夢と希望」を与えたいという「純粋な」気持ちで、飛行機を校庭にもつてこようとするのは、いよいよ飛行機が来て、全校生徒、教員、町民、来賓が校庭に集まって盛大なお披露目式をします。海軍航空隊の飛行機が三機飛んできて、上空で派手な航空ショーみたいなのをやるんですが、それを見て生徒たちは大歓声を挙げて日の丸の旗を打ち振ります。するとその時、「大本営発表」のニュースが流れる。海軍航空隊が「敵」の旗艦に大打撃を与えた、という正に「大本営発表」なのですが、その中に、佐藤校長の自慢の息子が「名誉の戦死」をしたという知らせが入っています。そこで、来賓の海軍将校がこう挨拶します。「私が千万言を費やすよりも、諸君の先輩の偉大な最期が、皆さんの未来を照らしている。我々の行く道はただ一つ。尊き英霊の行きし道に続くのみであります」。子どもたちはこれに応えて、また一斉に日の丸の旗を打ち振って、大歓声を挙げます。古川ロッパ演じる佐藤校長は、涙をこらえながら誇らしげに胸

を張る、そういう場面で終ります。

私はこの映画を見て、「愛国心」教育というものが、学校をファシズムの場所にして行く、その怖さに改めて衝撃を受けました。教育基本法の改悪、憲法の改悪、靖国問題。これらがすべて繋がって行くのかについて、これほど分りやすい資料はあまりないでしょう。実はこの会津坂下町の国民学校、戦後の坂下小学校ですが、私は一九六五年、一年間だけですが、四年生の時にここに在学していたんです。私がいたその小学校の、その校庭が、まさにファシズムの現場だったのです。私がそこにいるのがもし二〇年早かったら、間違いなく私は、あの日の丸を打ち振る子どもたちの一人になっていたと思うと、戦慄を禁じえませんでした。

さて、子どもたちに「夢と希望」を与えたという海軍航空隊ですが、その「夢と希望」の先には、戦死があっただけではありません。中国で「ヒロシマ以前のヒロシマ」と言われている無差別戦略爆撃＝重慶大爆撃を行なったのは海軍航空隊でした。私は三年前に重慶を訪ねたことがあります。今日は重慶大爆撃の被害者の遺族の方々が、日本政府を相手取って戦後補償裁判を起こされ、ここに来ておられます。会場の皆さん、大きな連

れて来た。教育はその自由な人生を満喫するための土台づくりとしてある。

(五) 社会は競争の場ではない。まして、教育の場はそうであってはならない。基本的に土台づくりは各個人の個性に合わせてゆっくり行なうべきだ。詰め込み教育は駄目だという教育現場における反省から、「ゆとり教育」の理念と実践が生まれた。その認識に基づいて、教育の年限を、小学校六年は現行のままとして、中学校四年、高等学校四年として、大学へ進学するまでの年限を現行の一二年から一四年に延長する。これはかつての旧教育制度の下で一四年だったことを勘案しての提案である。今の時代、社会、科学、学問の進歩にともない教え、学ぶ量はかつてと比較にならないほど増えている。年限の延長は当然の提案だ。これで、「ゆとり教育」は余裕をもって行なえる。大学の新生生の学力不足は多くが解消できる。

(六) 「権利教育」の範囲は小学校から高校までとする。

(七) この「ゆとり教育」の基本は、韓国で古来言う「文史哲」、西洋流に言えば「ヒューマニティーズ」。その人間の知識、識見の基本をゆっくり、みっちり学んだ後、学生は専門教育に進む。そのためにも、教育の期間延長は必須のこととしてある。

(八) 「文」の基本として、平和教育を積極的に行なう。

(九) 戦後、新制度の大学は前期教養課程の二年は「文史哲」教育、後期になって専門教育——の制度を導入した。この制度は基本的に正しい。これをさらに強化する。同時に、教養課程のあいだ、社会に出てのボランティア活動を正規の単位として認めることも、現にイギリスなどの大学で行なわれている、入試に合格したあとその権利を保有しながら入学を延期してボランティア活動を行なう制度も積極的につくる。

(十) 内容、様態などに性差別、その他一切の差別を内包する教育を行なわない。

(十一) 税制を改正して、市民の学校、教育に対する寄金を大幅な税控除の対象として、「民学協同」への道を開く。今行なわれているのは「産学協同」だけで、これでは教育のあり方はゆがむ。

(十二) それに関連するが、学校は学び、教える場であって、企業の人材の草刈り場でないし、学生の就職予備校ではない。西洋諸国でのように、学校は就職斡旋から一切手を引く。

(十三) 大学受験は、共通試験をやるなら、これも西洋諸国で行なわれているように、そこでの判定だけで合否を決める。各大学が個別に試験をするなら、共

通試験は止める。受験生にいらぬ負担をかけるな。

(十四) 外語(英語、仏語と言うのが本来の外国語の呼称であって、韓国語、中国語というように「国」をつけて言うのはおかしい。したがって「外国語」といわず、「外語」と言う)を学ぶことは、つき合いの場を広げるとともに、思考の幅も広げる。中学、高校の段階においても、英語以外に多種多様な外語を学ぶ機会をつくる。

(十五) しかし、外語教育は母語≡日本語を基本言語としてしっかり身につけてから行なうべきだ。小学校の段階からするべきで、いたずらな早教育はやるな。

(十六) 日本の学校に来る日本語のできない、能力が十分でない人たちのために、アメリカや他の国や社会でやっているように「第二言語」としての日本語を学び、教える場を随所につくる。

(十七) 教科書検定制度は廃止する。教科書の採択は学校、教師、学生、市民の自主的判断にゆだねる。

(十八) 教育は人間の精神の自由を基本とする人間活動であり、学校はその教育のための場である。「愛国心」、国歌、国旗などの強制を招来し、結果する一切の法制度、伝統、慣習を教育の場に持ち込まない。また、持ち込ませない。

帯の拍手をお願いします（拍手）。「愛国心」教育の行き着く先は、靖国神社と重慶大爆撃です。教育基本法改悪を阻止するために、皆さん、がんばりましょう。（たかはし・てつや、東京大学教員）

教育基本法改悪をめぐって②

教育は市民の権利である

教育基本法改悪が迫る中、市民の意見30の会関西では、市民の立場から教育問題に関する政策提言を発表した。以下はその要旨。

はじめに

市民は自分が住み、生きる社会の政治、経済、文化、社会の問題について、お仕着せでない自分の意見を持つべきである。それこそが市民社会の基本にあることである。「主権在民」の民主主義政治も、その基本にもとづいて形成、維持される。その問題意識で有志の市民が集まり、長年かたちづくって来たのが、「市民の意見30」の市民運動である。「30」の意味は、この運動が意見を「30」にまとめて、かつて朝日新聞（一九八九年一月一六日）に「『日本を変えよう。市民の意見30』」と題して「意見広告」を出したことに由来しているのだが、そのときからすでに一七年が経っている今、関西在住の有志の市民たちが新しいかたちで運動をつくり直して始めている

のが、この私たちの「市民の意見30関西の市民運動」である。

さて、今、私たちは一歩を進めて、市民が政治にかかわって、自分自身の政策を持つべきだと考えている。すべての問題についてはできがたいとしても、選挙の争点になるような主要な問題については、おたがいが討議し、また、自分で考えて、自分自身の政策をかたちづくり、持たないかぎり、「主権在民」の政治は実現し得ない。この問題意識を根幹として、「市民の意見30・関西」は運動を形成、つづけて来た。

市民の政治参加の手だてのひとつとしてある選挙についても（手だては選挙だけではない。ピラをつくって撒くことも、ストライキをすることも、デモ行進をすることも、「主権在民」の政治参加の重要な手段としてある）、国政選挙であれ地方自治体選挙であれ、市民が自分の政策を持つことは大事だ。市民はお仕着せでない自分の政策に基づいて選挙に臨み、自分の政策に合致する、あるいはそれに近い政治家、政党に貴重な自分の一票を投じる。そうした政治参加の基本がなければ、市民はいつときの人気政治、それこそ「××劇場」に巻き込まれることにもなれば、独裁政治の実現に加担することにもなりかねない。

私たちはこれから討議を重ねて、市民

の政策づくりを行なうつもりである。まず、手始めに、社会の、国の土台にある、また市民誰にとっても関心事としてある「教育」の問題だ。この問題について、私たちはこれまで何回にもわたって討議して来た結果を、市民自身に対する、また政治家、政党、政府、役人に対する「政策提言」としてまとめる作業を続けてきた。

ここに明らかにするのは、会員の一人小田実が、憲法および教育基本法を基本原理としてまとめた「政策提言」である。この提言はさらに複数の他の会員からの提言も併せて、引き続き討議される。

市民の政策提言（教育）

（一）教育は市民の権利であって、義務ではない。社会と国はその権利の行使を全力をあげて支える。「義務教育」は「権利教育」である。その認識を基本において市民の権利として教育をとらえる。

（二）従って、教育は大学に至るまで、「公教育」においては基本的にすべて無料である。

（三）また奨学金の制度も大きく、積極的につくる。そのための市民の醸金を大幅に免税措置をとって激励、促進する。

（四）人間はこの世界に競争するために生まれて来たのではない。それぞれ自由におたがいの人生を満喫しながら社会をかたちづくり、そこで生きるために生ま